

東久留米市スポーツセンター再生可能エネルギー等導入事業に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1 東久留米市スポーツセンター再生可能エネルギー等導入事業の受託候補者の特定に当たり、その選定過程の透明性及び公正性を確保するため、東久留米市スポーツセンター再生可能エネルギー等導入事業に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 東久留米市スポーツセンター再生可能エネルギー等導入事業に係る公募型プロポーザルの実施要領等の決定に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査及び受託候補者の特定に関すること。
- (3) その他プロポーザルの実施に必要な事項

(組織)

第3 委員会は、教育部長、企画経営室長、公共施設マネジメント担当課長、管財課長、環境政策課長及び施設建設課長をもって構成する。

(委員長)

第4 委員会に委員長を置き、委員長には教育部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(運営)

第5 委員長は、委員会を招集し、会議を主宰する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、委員会に構成委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の非公開)

第6 委員会は、非公開とする。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、教育部生涯学習課において行う。

(委任)

第8 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この訓令は、令和5年8月7日から施行する。
- 2 この訓令は、東久留米市スポーツセンター再生可能エネルギー等導入事業の契約締結をもってその効力を失う。